

令和3年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

区分	指 摘 ・ 指 示 事 項 等
資産運用	積立金の運用に関する基本方針を作成すること。
	資産運用については、運用の基本方針と統合的な運用指針を策定し、当該運用指針等に沿って運用すること。また、運用指針については、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（平成14年3月29日年発第0329009号厚生労働省年金局長から地方厚生（支）局長あて通知）」に規定されている事項を定めること。
その他	業務の概況について、加入者に周知すること。なお、加入者への周知にあたっては、法令に定める事項に漏れがないよう留意すること。
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
	加入者等の個人情報を取り扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離をすること。
	特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。